通知書受領

十一月二十五日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員川田龍平提出信用保証協会への代位弁済請求及び信用保証協会による債務者への取立ての実態に関する質問（第九九号）（答弁することができる期限　十一月二十八日）

参議院議員藤末健三提出消費税再増税延期に関する質問（第一〇〇号）（同　十一月二十八日）

参議院議員藤末健三提出政府開発援助大綱見直しに関する質問（第一〇一号）（同　十一月二十八日）

参議院議員石上俊雄提出グローバル市場拡大を前にした我が国ＬＥＤ産業の国家戦略に関する質問（第一〇二号）（同　十一月二十八日）

参議院議員小西洋之提出憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問（第一〇三号）（同　十一月二十八日）

参議院議員小西洋之提出安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反による憲法第九条解釈変更の強行に関する質問（第一〇四号）（同　十一月二十八日）

参議院議員小西洋之提出内閣法制局長官と法の支配に関する質問（第一〇五号）（同　十一月二十八日）

参議院議員小西洋之提出失語症と障害年金制度に関する質問（第一〇六号）（同　十一月二十八日）

人事異動

内閣府

警察共済組合理事長に任命する

吉村　博人

（警察庁長官官房会計課長）警察共済組合監事に任命する（各通）（以上十二月一日）

菱川　雄治

（警視庁総務部長）同

貴志　浩平

（警視庁公安部長）同

石田　高久

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月二十八日アルバニア国の国祭日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日モーリタニア国の独立記念日につき、同月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人前島勝三は願により公証人を免ぜられた。

飯渕進は公証人に任命され、東京法務局所属公証人前島勝三の後任を命ぜられた。（以上十一月十八日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間809円」を「１時間822円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間847円」を「１時間864円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間812円」を「１時間827円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間820円」を「１時間835円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間780円」を「１時間796円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間801円」を「１時間817円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間842円」を「１時間858円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

広島労働局長　河合　智則

第４号中「１時間798円」を「１時間813円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

長崎労働局長　小鹿　昌也

第４号中「１時間726円」を「１時間734円」に改める。

長崎労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年長崎労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成26年12月１日

長崎労働局長　小鹿　昌也

第４号中「１時間800円」を「１時間810円」に改める。